

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・都市計画の目標

1．基本的事項

（1）目標年次

- ・都市づくりの基本理念、将来の都市構造については平成32年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、平成22年の姿として策定する。

（2）範囲

- ・本区域の範囲及び規模は次の通りである。

区 分	市 町 名	範 囲	規 模
富良野都市計画区域	富良野市	行政区域の一部	約 2,227 ha

2．都市づくりの理念

（1）都市の現状と課題

- ・本都市計画区域は北海道のほぼ中央に位置し、周囲を山林に囲まれた南北にのびたほぼ長円形の盆地のなかに、空知川、富良野川が流れ、この2つの河川の合流点から東側に市街地が形成されてきた。
- ・2つの河川に囲まれた肥沃な大地をいかした農業が基幹産業であり、農業との連携の中で商業や加工業等の工業が位置づけられている。また、スキー場を中心とする冬型観光のほか、豊かな自然、環境、景観を活かした観光産業が脚光を浴びてきており、観光レクリエーションの拠点としての役割も担っている。
- ・人口は大きく変化がないものの、少子高齢化が進み、それに伴い市街地中心部の活力の低下が進んでおり、活性化が求められている。
- ・中心部の活性化が求められる中、周辺部における宅地開発や観光開発の可能性が出てきていることから、無秩序な土地開発を防止するため、総合的な観点から、整備、開発および保全が必要とされる。
- ・基幹産業である農業、周囲を囲む豊かな森林資源と市街地の区分化をはかり、自然と調和のとれた都市形成を図るとともに、長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用規制と公共施設の適正配置による良好な市街地形成を図ることが課題となっている。

（2）都市づくりの理念

- ・富良野のまちづくりのあるべき姿、及び方向性として「まちごと公園に向けて」をテーマとし、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージする。
- ・豊かな大自然に囲まれ、恵まれた環境に育まれた郷土を大切にし、活気あふれる、人にやさしく、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、これを子供達に引き継いでいくことを理念とする。
- ・理念のもと、「まちごと公園」を実現するため目指すべき都市像を設定する。
 - ・自然と調和したまちづくり
 - ・人と人の共生したまちづくり
 - ・活気あるまちづくり
 - ・文化的なまちづくり
 - ・みんなで力を合わせるまちづくり

・区域区分の決定の有無

本都市計画区域には区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、未線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については増加の傾向を示していることから、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、今後はこれまで整備等を進めてきた都市基盤を活用した内部充実型のまちづくりを基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

・主要な都市計画の決定の方針

1．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

商業業務地

- ・JR富良野駅前の中心市街地を市街地の核として配置し、この地区から3・3・11号平和通(国道38号)に向かう3・4・2号中央通沿道と3・4・3号東5条通沿道に商業地を配置する。
- ・中心部の商業地については、中心市街地活性化基本計画に基づき再整備をはかる。
- ・3・3・11号平和通(国道38号)沿道の緑町地区や、3・2・1号西大通(国道237号)沿道に沿道サービス系の用途を配置し、地区の商業地とする。
- ・北の峰地区はスキー場と連携した観光関連商業施設の立地を可能とし、周辺住宅地の環境にも配慮した地区商業地として配置する。

工業地

- ・市街地の西側、3・3・11号平和通(国道38号)沿道の学田工業団地及び、3・2・1号西大通(国道237号)を中心とした花園工業団地を専用工業地として配置する。
- ・市街地東側、扇山地区の国道沿道を沿道型工業地として配置する。

住宅地

- ・JR根室本線東側を低層系の専用住宅地とし、今後とも居住環境の維持を図るとともに、生活利便性の向上を目指す。
- ・JR根室本線西側については、中心商業地を取り囲むように住宅地が形成され、商業地との連携をはかり、中高層住宅や小規模の店舗、事務所の立地が可能となるような一般住宅地として配置する。
- ・北の峰地区はスキー場と連携した地区として、住環境にも配慮しつつ、観光関連商業施設の立地を可能とし、地区計画を活用しながら景観等にも配慮した一般住宅地として配置する。
- ・中心商業地をはじめとした既成市街地の再整備を進めるとともに、大沼地区の未利用地を低層専用住宅地として開発し、地区計画等による良好な居住環境の形成を図る。

(2) 土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

- ・駅前商業地は、土地区画整理事業等により再整備をはかり、核となる地区については、店舗・公共施設・公営住宅等の一体的な整備を計画し、商業地の活性化を図る。
- ・3・3・11号平和通(国道38号)と3・4・3号東5条通の交差点沿道の地区については、現存する病院の増改築にむけ、周辺地区を取り込んだ一体的な再整備を検討する。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・学田一区の工業地は、産業動向等から工業地としての利用が見込まれず、都市計画道路の整備により、一部で宅地開発も行われていることから、JR富良野線西側の地区については、今後とも住宅地への土地利用転換を図る地区として位置づける。
- ・南大沼地区の未利用地については、良好な住環境を維持しつつ、周辺住宅地の利便性の向上に向け、宅地開発にあわせ、都市計画道路沿道に生活利便性の向上を目指す商業施設や、公共施設の誘導が可能となるような土地利用とする。
- ・駅前側のJR線沿いについては、JR用地として未利用地となっていたところであるが、近年、公園整備や福祉施設の整備が図られ、西側と結ぶ自由通路の整備も行われたところであり、西側の商業地や後背の住宅地との連携をはかる地区とし、適切な用途地域への転換を検討する。

居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・駅東の低層住宅地は、地区計画の適用も視野に入れ、今後とも良好な居住環境の維持を図る。
- ・扇山地区の一部については、住居系の土地利用がされてきているため、土地利用制度を積極的に活用し居住環境の維持に努める。

優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・農振農用地区域や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域及び集团的農地などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農地として、その保全に努める。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ地、急傾斜地等の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・富良野らしさの自然環境を守る条例などにより、自然環境の保全を図り、人と自然が共生できるまちづくりを図る。

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・下御料地区の用途地域に隣接する区域は、住居系用途地域の指定を視野に入れ、農業との調和を図りながら適正な土地利用を検討する。また、当地区の南側については、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅の建設により、周辺の農林業と調和を図りながら、多様な居住ニーズへの対応と農山村地域の振興を図る。
- ・白地地域にある島ノ下地区は、市街地から離れた集落であり、今後とも現状を踏まえた土地利用を維持する。
- ・扇山地区の国道沿道の白地地域は、沿道沿いに工業系の土地利用が進んでいる

ところであり、隣接する工業地と一体的な沿道利用に向けた土地利用を検討する。

- ・白地地域のスキー場などレクリエーション関連施設は、周辺の森林と調和した適切な土地利用となるよう必要な調整を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

(1) 交通施設の都市計画の決定方針

基本方針

a 交通体系の整備の方針

富良野市は、上川管内の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・富良野市は、スキー場を中心とした冬型観光のほか、豊かな自然、環境、景観を活かした観光産業が盛んであることから、観光交通にも配慮した道路網の形成に努める。

主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・地域高規格道路 旭川十勝道路が市街地の西側を通過する計画があることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・2・1西大通(国道237号)、3・3・11平和通(国道38号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3東5条通(一般道道東山富良野停車場線、一般道道山部北の峰線)、3・4・6大沼通(一般道道東山富良野停車場線)、3・4・8相生通(一般道道奈江富良野線、一般道道上富良野旭中富良野線)、3・4・9栄町通(一般道道東山富良野停車場)、3・4・13東中通(一般道道東山富良野停車場)、3・3・14北の峰通(一般道道北の峰線)、及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成する。
- ・3・4・3東5条通(一般道道東山富良野停車場線)に、JR富良野線富良野駅の駅前広場を配置する。

主要な施設の整備目標

a 道路

- ・ 3・4・3東5条通（一般道道東山富良野停車場線）に接続しているJR富良野線富良野駅の駅前広場の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定方針

基本方針

a 下水道及び河川の整備方針

ア 下水道

- ・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・ 自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 公共下水道の普及率は平成12年度末で59.8%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・ 河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備を図る。

主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・ 生活雑排水や産業排水などによる水質汚染や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら富良野公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b 河川

- ・ 空知川、富良野川、ベベルイ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

主要な施設の整備方針

a 下水道

- ・ 市街地の未整備区域の幹線管渠の整備を促進する。

b 河川

- ・ 富良野川、ベベルイ川の河川改修を促進する。

(3) ごみ焼却場、その他処理施設の都市計画の決定の方針

基本方針

- ・ 一般廃棄物処理施設については、道の定める「北海道廃棄物処理計画」に基づき、富良野生活圏1市3町1村による「一般廃棄物（ごみ）広域分担処理基本計画」を定め、これをもとに富良野市では都市計画区域外に整備している「リサイクルセンター」において紙類の固形燃料化、また「富良野地区環境衛生組合汚泥再生処理センター」においては生ごみ、し尿等を堆肥化している。その他一般廃棄物については各町村において分担処理を行い、今後処理施設整備が計画されている。

したがって、当面は市の単独での施設整備は考えられないが、関連計画等の計画が発生した場合は公益性・恒久性の確保について、住民合意形成等の観点から、都市計画決定の要否について十分検討する。

- ・産業廃棄物処理施設は、民間それぞれの計画による整備が基本となっているが、その計画的な位置づけなどとともに公益性のある施設としての整理を踏まえ、その上で施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合には、都市計画決定に向けての検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・JR富良野駅前地区の商業地は駅前商店街として発展を遂げてきたところであるが、近年空き店舗が著しく増加し、賑わいと活気が薄れてきている。このため、中心市街地の活性化に向け、土地区画整理事業、市街地再開発事業などによる市街地再整備を図るとともに、核となる店舗や交流施設の整備を図り、あわせて公営住宅の整備を行うなど、集客力の回復と賑わいを取り戻すことにより、富良野の顔として再構築を目指す。

(2) 市街地整備の目標

- ・地区名：富良野駅前地区（市街地再開発事業） 約5,700㎡
- ・施設概要：「核となる店舗を中心に近隣商店を共同化」
「公共施設として健康増進型地域交流センターの整備」
「公営住宅の整備」
- ・整備予定：平成15年に組合設立、平成19年までに施設整備を行う。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・本区域における緑地の形態は、市街地を貫通するように流れる空知川を境に、市街地東側を取り囲むように流れる富良野川、ベベルイ川の河川空間や西側の丘陵地に良好な自然的環境を形成する緑地の形態をなしている。
この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災等の諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、朝日ヶ丘総合公園、富良野運動公園、金満緑地公園、烏沼公園などの配置、整備を図る。
- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・空知川、富良野川、ベベルイ川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。